

2024年度

事業計画書・収支予算書

自 2024年4月 1日
至 2025年3月 31日

公益財団法人 笹川保健財団

2024 年度事業計画書

公益財団法人 笹川保健財団

【公益目的事業】

ハンセン病対策、地域保健の推進、公衆衛生の向上を活動テーマに、すべての人々の保健の向上に貢献する事業を行う。

〔事業の概要について〕

近年、ハンセン病の患者数は減少しており、年間の新規患者数は横ばいの状態が続き、各国のハンセン病対策の優先順位が低下している。しかし、今も世界各地には「ホットスポット」と呼ばれる患者数が比較的多い地域が点在し、患者や回復者とその家族に対する偏見・差別も依然社会に根強く残っている。2019 年末に発生した世界的な新型コロナウイルスのパンデミックにより、新規患者発見活動等のハンセン病対策が停滞し、大きく新規患者数が減少した。2022 年には前年比で約 23%回復したものの、診断時に障害を伴うケースが約 13%増加しており、早期発見・早期治療等対策の強化が求められている。このような現状を踏まえ、当財団では、2021 年より「Don't Forget Leprosy ~ハンセン病を忘れないで~」のスローガンのもと啓発活動を展開している。具体的には、当財団が有する経験・知見・人的ネットワークや資源を活用し、ハンセン病制圧や当事者に対する差別撤廃の実現に向けた対策を政策レベルで推進するとともに、当事者に対する支援等を通じて現場レベルでの着実な実施も後押しする。これにより、ハンセン病問題のない世界、すなわちハンセン病を経験したことで苦しむ人々がいなくなる世界の実現をめざす。

また、本格的な超高齢社会となった我が国では、医療施設での救命的高度医療(キュア)から地域包括医療への移行が必須となっている。この地域包括医療の柱となる、在宅での保健支援(ケア)の担い手には地域保健と福祉活動にも関与しうる看護職の役割が大きい。当財団の実施してきた研修成果により、現在 150 か所を超える「日本財団在宅看護センター」が全国展開しているが、引き続きこれらの拡充を行うとともに、センターが主体となって、自らの健康を考える住民集団を創出し、主体的にケアとキュアに関与できる地域社会の構築を主導できる看護力をさらに強化していく。併せて、多様性とグローバル意識、専門性を兼ね備え、保健分野の教育・研究・実践・政策等の領域でリーダーシップを発揮できるだけでなく、他分野を含む多職種とも協働しながら国内外の社会課題の解決にも関与しうる指導層人材の育成のための留学支援を行う。

さらに、長年にわたり培ってきた放射線災害、疾病対策、公衆衛生分野における内外の専門機関や専門家等とのネットワークを活用し、適宜、発生した事態に必要な関与を行うとともに、特に次世代へのグローバル人材育成や研修プロジェクトを行う。

【1】ハンセン病アドボカシー活動

ハンセン病対策を推進するため、WHO ハンセン病制圧大使兼日本政府ハンセン病人権啓発大使の活動や調査等を通し、関係国政府や国際機関への政策提言を行う。また、ニュースレター、ウェブサイト、ソーシャルメディア等様々な媒体を通じ、ハンセン病に関する情報を発信し、関係国政府、国際機関や市民社会に対する働きかけを行う。さらに、関係国政府、国際機関、国際 NGO、研究者、当事者団体、国連特別報告者等関係者との連携強化やハンセン病対策推進に寄与する会議の開催及び出席、技術協力等を実施する。2024 年度は「Don't Forget Leprosy」キャンペーンの実施、エチオピア等でのハンセン病全国会議開催、国連関係会議での公式サイドイベント等を開催する。

【2】ハンセン病対策活動

ハンセン病対策を推進するため、医療面（制圧）と社会面（差別撤廃・歴史保存）の双方から活動を支援する。また、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発のための活動を行う。

(1)ハンセン病制圧支援

ハンセン病の治療薬が広く普及し、2000 年に世界レベルでのハンセン病制圧が達成されると、各国政府のハンセン病対策は勢いを緩め、新規診断患者数は 10 年以上にわたり 20 万人前後で横ばいが続いた。2019 年末からの新型コロナウイルス蔓延の影響により、新規診断患者は 2019 年比で、2020 年は 37%減、2021 年も 30%減と大きく落ち込んだ。2022 年には前年比で約 23%回復したものの、診断時に障害を伴うケースが約 13%増加しており（世界保健機関（WHO）ハンセン病統計）、対策の強化が求められている。このような状況を改善し、WHO 世界ハンセン病プログラム（GLP）が 2021 年から 2030 年の戦略目標として掲げる、1) 新規診断患者の 7 割削減、2) 120 か国での新規患者ゼロ達成、3) 障害を持つ患者の 9 割削減、4) 子供の発症率 9 割削減の達成に寄与するため、WHO をはじめとする国際機関、ハンセン病ゼロのためのグローバルパートナーシップ（GPZL）、関係国政府、国際 NGO、研究者、当事者団体等様々なアクターと協力する。また、ハンセン病蔓延国が主体となり、質の高い医療体制を実現し、積極的な新規患者発見活動、感染拡大の防止、早期発見・早期治療等を達成するための各国支援を行う。2024 年度はインド、ブラジル、インドネシア等ハンセン病重点国 40 か国程度を対象にハンセン病対策強化を支援する。

(2)ハンセン病差別撤廃支援

ハンセン病が治療により治る病気になった今なお根強く残る偏見や差別は、患者が早期に診断を受け、適切な治療を受けることや、社会の一員として生活していくことを妨げる大きな要因となっている。病気の診断・治療が遅れると障害の発生に繋がり、それが

原因で社会から疎外され更なる差別を呼ぶという負の連鎖が生まれる。このような状況を改善し、ハンセン病問題を根本的に解決するため、問題解決の中核となるハンセン病当事者団体が社会で確固たる基盤を築き持続的に発展していくための組織基盤強化、団体間ネットワーク強化、次世代リーダー育成、教育支援等当事者のエンパワーメント等を行う。また、国連ハンセン病差別撤廃特別報告者との連携、差別法撤廃に向けた活動、当事者への差別の実態調査及び社会経済調査等を実施する。

(3)ハンセン病歴史保存支援

近年、患者数の減少によりハンセン病に関わる記録や史料が急速に散逸・消失の方向にある。ハンセン病の歴史は、治療の変遷、共生社会実現のための取り組み、人権問題への提唱等、現在、そして未来によりよい社会を作るための、学ぶべき点を多く含む。ハンセン病問題克服の歴史の中から得られる知見を次世代につなぐため、各国の歴史的資料の収集・保存・展示、歴史研究、専門家の育成、関係者間のネットワーク構築等を支援する。2024年度はインド、エチオピア、ブラジル、欧州等における歴史保存モデル構築事業への支援、人材育成・ネットワーク化等を実施する。

(4)ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と理解の促進のためのイベントや人材育成等を実施する。2024年度は2006年より開催してきたハンセン病への差別撤廃にむけたグローバル・アピール、関連イベントの開催等を行う。

(5)国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報

ハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ると共に、ハンセン病の歴史に関する貴重な資料を次世代へ継承するため、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の管理運営、並びに、国立ハンセン病療養所に設置され、国立ハンセン病資料館と同様の役割を果たしている社会交流会館等の運営支援を行う。管理運営にあたっては、ハンセン病に関するシンポジウムや公開講座の開催、啓発資料の作成等の業務もあわせて実施する。

さらに、「普及啓発の拠点」として喫緊の課題である無関心層への取り組み強化を図ると共に、常設展示リニューアルの検討、収蔵庫増設に向け、資料の整理保存作業を行う。

【3】看護の啓発・普及活動

人類初の超高齢社会となった我が国において、Universal Health Coverageでもある国民皆保険や介護制度を含む、適切で効果的な地域保健制度の継続的实践のため、特に地域における看護力の強化・啓発とその普及を支援する。

(1)在宅看護等に関する研究・調査支援

地域の保健医療サービス供給体制の向上と拡充を目指す先駆的・独創的研究活動、並びに医療・保健・看護施設や在宅看護での試行的活動や、既存の活動内で確立していない手技、対処の実態調査及び有効性検証の実践的研究活動を支援する。

(2)在宅看護等の周知啓発活動支援

地域社会における在宅/訪問看護の確立と、その適正な活用を周知普及させ、地域に暮らす人々が予防をも含めた健康維持向上と適切な保健医療サービスの活用を理解できるように、保健医療関連の多職種連携や協働を推進、特に看護に力を入れている地域密着型の啓発活動等を支援する。

(3)地域保健の担い手への研修及びネットワークの維持構築

地域保健の主たる担い手としての活動が期待される看護職やリハビリテーション等の医療従事者、介護職を対象とし、在宅/訪問看護、在宅緩和ケアや、生活、療養、医療、介護、看取り等に関する情報交換や啓発・研鑽の機会としての公開講座を実施する。

【4】看護人材の育成活動

高齢化社会におけるプライマリ・ヘルス・ケアの推進を担う看護職を中心とした保健・医療・福祉従事者・学生等を対象に、地域社会における保健活動のリーダーとなりうる人材を育成する。

(1)在宅看護人材育成

在宅看護センターの事業拡大及び持続可能性向上のため、従来の在宅看護センター事業所強化研修に加え、新規開業者育成及び地域強化の研修を行う。また、同事業所管理者と保健医療看護の実態を見学し、我が国での応用の是非等を検討する各種調査研究活動も協働し、内外での学術集会等で発表することにより、対外発信や他機関・他職種との交流の機会を通じた人材育成を図る。能登半島地震の被災者を支援するために、医療看護を提供する施設「災害時緊急避難シェルター」及び連携する「災害時緊急支援訪問看護サテライト」の開設を支援し被災者への直接的な支援だけでなく、将来起こる大規模な災害に備えて、看護師の災害支援技術を向上させる。

(2)地域保健を担う人材の育成

日本の看護師資格をもち、実践・教育研究・行政分野また社会貢献の意志を有する人材をアメリカ・カナダの各種評価においてベスト10に位置する保健系大学院で、修士・博士号を獲得する機会を支援する。本事業では、多様性とグローバル意識、専門性を兼ね備え、教育・研究・臨床・政策等の領域でリーダーシップを発揮し、多職種と協働し

ながら地域社会における保健活動のリーダーとなりうる人材を育成する。

【5】公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰活動

(1)公衆衛生向上のための支援

WHO等の国際機関や、国内の各種機関・組織・団体との協力の下、公衆衛生特にプライマリ・ヘルス・ケアの向上のための保健医療協力を目的とする専門家派遣や活動支援を行う。

(2)チェルノブイリ関連共同研究

1991年以降、現地で実施したチェルノブイリ医療協力の成果を基盤に、国際機関や諸外国との共同研究を行ってきた「チェルノブイリ甲状腺組織バンク (CTB Chernobyl Tissue Bank)」の運営は、2023年に英国 Imperial College London から米国国立衛生研究所 (NIH National Institutes of Health) 傘下の国立がん研究所 (NCI National Cancer Institute) が継承することとなった。これまで運営に携わっていた関係者とは必要な連携を図り、移管後も円滑な運営が行われるよう必要な支援を行っていく。

(3)WHO 笹川健康賞

WHO 笹川健康賞は、1984年に「世界の人々に健康を」というWHOの掲げる目標を達成するため、財団創設者笹川良一が発案し、当時のWHO事務局長ハーフダン・マーラーとの合意によって創設され、世界各国の保健衛生分野、特にプライマリ・ヘルス・ケア推進に著しい功績をあげた個人または団体を顕彰している。2024年度の受賞者は、2024年1月に執行理事会の選考委員会で選考されたボツワナ共和国の Professor Doreen Ramogola-Masire (同国初の全国的子宮頸がんスクリーニング体制の整備) に決定。2024年5月のWHO世界保健総会で、トロフィーと賞金30,000米ドルを授与する。

(4)FAPA (アジア薬剤師会連合) 石館賞

FAPA 石館賞は、1986年に財団初代理事長石館守三が当財団に寄付した資金を元に創設された賞で、東南アジア地域において薬剤業務の実践、研究、開発、教育等を通じて人々の健康と保健医療の改善に貢献する薬剤師を顕彰している。2024年度からは、顕彰を5部門から7部門に拡大し、韓国で開催予定の第30回アジア薬剤師会連合学術大会で、メダルを授与する。

以上

2024年度 収支予算書

公益財団法人 笹川保健財団

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	10,000,000	10,000,000
特定資産運用益	35,200,000	24,400,000	59,600,000
事業収益	620,000,000	0	620,000,000
受取助成金	1,780,218,000	75,860,000	1,856,078,000
受取寄附金	42,810,000	0	42,810,000
経常収益計	2,478,228,000	110,260,000	2,588,488,000
(2) 経常費用			
助成金事業費	1,718,650,000	0	1,718,650,000
研究助成金	12,000,000	0	12,000,000
活動助成金	552,825,000	0	552,825,000
育成助成金	230,005,000	0	230,005,000
起業支援金	5,600,000	0	5,600,000
継続支援金	454,100,000	0	454,100,000
役員報酬	31,100,000	0	31,100,000
給与手当	75,477,050	0	75,477,050
臨時雇用派遣費	18,900,000	0	18,900,000
諸謝金	4,216,000	0	4,216,000
旅費交通費	120,405,000	0	120,405,000
会議費	10,957,000	0	10,957,000
通信費	2,960,000	0	2,960,000
備品消耗品費	230,000	0	230,000
事務用品費	290,000	0	290,000
印刷製本費	1,990,000	0	1,990,000
広告宣伝費	15,318,000	0	15,318,000
新聞図書費	1,226,000	0	1,226,000
水道光熱費	6,420,000	0	6,420,000
地代家賃	700,000	0	700,000
業務委託費	16,748,000	0	16,748,000
支払報酬料	112,460,000	0	112,460,000
支払手数料	40,639,500	0	40,639,500
支払手数料	1,485,000	0	1,485,000
保険料	1,060,000	0	1,060,000
租税課税	50,000	0	50,000
雑費	1,488,450	0	1,488,450
自主事業費	139,578,000	0	139,578,000
活動助成金	109,957,000	0	109,957,000
継続支援金	320,000	0	320,000
臨時雇用派遣費	1,440,000	0	1,440,000
諸謝金	300,000	0	300,000
旅費交通費	14,719,000	0	14,719,000
会議費	1,904,000	0	1,904,000
通信費	330,000	0	330,000
備品消耗品費	120,000	0	120,000
事務用品費	15,000	0	15,000
印刷製本費	50,000	0	50,000
広告宣伝費	55,000	0	55,000
新聞図書費	4,027,000	0	4,027,000
業務委託費	5,125,000	0	5,125,000
支払報酬料	300,000	0	300,000
支払手数料	300,000	0	300,000
保険料	138,000	0	138,000
租税課税	10,000	0	10,000
雑費	468,000	0	468,000
受託事業費	620,000,000	0	620,000,000
給与手当	236,934,776	0	236,934,776
法定福利費	36,976,740	0	36,976,740
福利厚生費	1,100,000	0	1,100,000
諸謝金	1,560,000	0	1,560,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
旅 費 交 通 費	9,548,000	0	9,548,000
会 議 費	1,159,593	0	1,159,593
通 信 運 搬 費	11,144,100	0	11,144,100
備 品 消 耗 品 費	6,919,000	0	6,919,000
印 刷 製 本 費	12,617,000	0	12,617,000
修 繕 宣 伝 費	17,017,000	0	17,017,000
広 告 函 書 費	6,037,900	0	6,037,900
新 諸 会 費	1,089,000	0	1,089,000
水 道 光 熱 費	400,000	0	400,000
賃 借 料 費	37,620,000	0	37,620,000
業 務 委 託 費	5,529,920	0	5,529,920
支 払 報 酬 料	119,605,200	0	119,605,200
保 險 料	1,560,000	0	1,560,000
租 税 公 課 費	1,540,000	0	1,540,000
雑 費	46,443,200	0	46,443,200
管 理 運 営 調 整 費	330,000	0	330,000
事業費計	64,868,571	0	64,868,571
	2,478,228,000	0	2,478,228,000
管 理 費	0	114,160,000	114,160,000
役 員 報 酬	0	21,740,000	21,740,000
給 与 手 当	0	29,356,900	29,356,900
退 職 給 付 費	0	7,400,000	7,400,000
臨 時 雇 用 ・ 派 遣 費	0	300,000	300,000
法 定 福 利 費	0	20,422,000	20,422,000
福 利 厚 生 費	0	4,966,000	4,966,000
諸 謝 金 等	0	50,000	50,000
旅 費 交 通 費	0	1,487,000	1,487,000
会 議 費	0	515,100	515,100
通 信 運 搬 費	0	400,000	400,000
備 品 消 耗 品 費	0	200,000	200,000
事 務 用 品 費	0	480,000	480,000
印 刷 製 本 費	0	160,000	160,000
修 繕 宣 伝 費	0	1,060,000	1,060,000
広 告 函 書 費	0	620,000	620,000
新 諸 会 費	0	300,000	300,000
水 道 光 熱 費	0	240,000	240,000
地 代 家 賃 費	0	300,000	300,000
賃 借 料 費	0	7,177,000	7,177,000
業 務 委 託 費	0	420,000	420,000
支 払 報 酬 料	0	1,878,000	1,878,000
支 払 手 数 料	0	6,828,000	6,828,000
保 險 料	0	1,790,000	1,790,000
租 税 公 課 費	0	20,000	20,000
雑 費	0	250,000	250,000
減 価 償 却 費	0	20,000	20,000
管理費計	0	5,780,000	5,780,000
經常費用計	0	114,160,000	114,160,000
評価損益等調整前当期經常増減額	2,478,228,000	114,160,000	2,592,388,000
特 定 資 産 評 価 損 益 等	0	△ 3,900,000	△ 3,900,000
投 資 有 価 証 券 評 価 損 益 等	0	0	0
為 替 差 損 益 等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	0	△ 3,900,000	△ 3,900,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 3,900,000	△ 3,900,000
一般正味財産期首残高	801,839,715	3,083,885,849	3,885,725,564
一般正味財産期末残高	801,839,715	3,079,985,849	3,881,825,564

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
II 指定正味財産増減の部			
受 取 補 助 金 等	0	0	0
受 取 寄 附 金	0	0	0
基 本 財 産 運 用 益	0	0	0
特 定 資 産 運 用 益	0	0	0
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 659,448,000	0	△ 659,448,000
当期指定正味財産増減額	△ 659,448,000	0	△ 659,448,000
指定正味財産期首残高	3,042,209,860	113,600,000	3,155,809,860
指定正味財産期末残高	2,382,761,860	113,600,000	2,496,361,860
III 正味財産期末残高	3,184,601,575	3,193,585,849	6,378,187,424